

とうぎんWeb口座に関する特約

1. (特約の適用範囲)

とうぎんWeb口座(以下「Web口座」といいます。)は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座、貯蓄預金口座および総合口座(普通預金・定期預金の口座)をいい、この特約は、Web口座を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「預金等共通規定」、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、「とうぎん総合口座取引規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、前記の預金規定が適用されるものとします。

2. (キャッシュカードの発行)

Web口座は、「キャッシュカード」の発行を必須とします。

3. (インターネットバンキング利用口座への登録)

Web口座は、「とうぎんインターネット・モバイルバンキング」(以下「インターネットバンキング」といいます。)の契約により代表口座または利用口座の登録を必須とします。

4. (取引明細の取扱)

Web口座の取引履歴、定期預金取引明細は、インターネットバンキングによりお客さま自身が確認することとし、定期的なお取引明細は発行いたしません。

5. (総合口座における定期預金の取扱)

- (1) 総合口座取引における定期預金は、Web口座にて取扱います。そのため、当該定期預金の預入れおよび満期解約のお取引は、インターネットバンキングによりお客さま自身が行うこととします。また、当該定期預金口座はATMによるお取引はできません。
- (2) 総合口座定期預金を満期日前に解約する場合は、当行本支店窓口でのお手続きとなります。お届けの印章、キャッシュカード、およびご本人を確認する本人確認書類をご持参のうえ、お申し出ください。解約した定期預金は、ご本人の普通預金口座に入金させていただきます。

6. (Web口座の開設)

Web口座は、当行本支店窓口において普通預金口座、貯蓄預金口座、総合口座の口座開設時に有通帳口座のほか、Web口座を選択することができるものとします。

7. (有通帳口座からWeb口座への切替え)

- (1) 既存の普通預金有通帳口座、貯蓄預金有通帳口座および総合口座有通帳口座(普通預金・定期預金の口座)からWeb口座への切替えは、お客さま自身がインターネットバンキングにより行うものとします。Web口座への切替え手続き完了後は、当該口座の通帳はご利用いただけません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の場合はWeb口座への切替えはできません。
 - ①切替え希望口座の通帳、キャッシュカード、印章のいずれかについて喪失の届出がある場合
 - ②切替え希望口座に関し、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された旨の届出がされている場合
 - ③切替え希望口座が、教育資金一括贈与専用口座の場合
 - ④その他、当行がWeb口座の利用を不相当と認める口座の場合

8. (Web口座から有通帳口座への切替え)

Web口座を普通預金有通帳口座、貯蓄預金有通帳口座および総合口座有通帳口座(普通預金・定期預金の口座)へ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章により記名押印し、同申込書をキャッシュカードおよびご本人を確認できる本人確認書類とともに提出してください。有通帳口座への切替えにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

9. (お取引の方法)

- (1) Web口座のお取引は、原則、ATMもしくはインターネットバンキングにて行います。
- (2) 当行本支店窓口でのお手続きが必要となる場合は、キャッシュカード、お届けの印章およびご本人を確認できる本人確認書類の提示とキャッシュカード暗証番号の入力が必要となります。

10. (Web口座の解約)

Web口座の解約は、当行本支店窓口で受け付けます。その場合、キャッシュカード、お届けの印章、およびご本人を確認する本人確認書類をご持参のうえ、お申し出ください。

11. (特約等の変更)

この特約の内容および関係規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更することがあります。その場合、変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。この特約の内容および関係規定の内容を変更する場合、その変更内容を店頭への表示その他相当の方法により周知します。

12. (規定の準用)

キャッシュカードおよびインターネットバンキングについて本特約に定めのない事項については、「カード規定(個人のお客さま用)」、「ICキャッシュカード特約」、「とうぎんインターネットバンキング・モバイルバンキング規定」により取扱います。

以上